

定 款

(令和 2 年 6 月 5 日改正)

公益社団法人城陽市シルバー人材センター

公益社団法人城陽市シルバー人材センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人城陽市シルバー人材センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を京都府城陽市に置く。

(目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業機会を確保するとともに高齢者に対して組織的に提供し、又、その就業を援助するとともに生きがいの充実及び社会参加の推進を図ることにより高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 センターは、前条の公益目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保するとともに組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。

なお、京都府知事から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。

- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (5) 前号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社

会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。

(6) その他、目的の達成のために必要な事業を行うこと。

第2章 会 員

(種別)

第5条 センターの会員は、正会員、特別会員及び賛助会員の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者とする。

(1) 城陽市に居住する原則として60歳以上の者であること。

(2) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者であること。

3 特別会員は、センターに功労のあった者又は学識経験者及び有識者で、センターの事業運営に必要と認めて理事長が推薦し、理事会の承認を得た者とする。

4 賛助会員は、センターの目的に賛同し、事業に協力する城陽市内に住所又は事務所がある個人又は団体であって、理事会の承認を得たものとする。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 正会員については、理事会に報告するものとする。

(会費等)

第7条 正会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費及び団体傷害保険料等負担金を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 第9条及び第10条に定める場合のほか、正会員又は賛助会員が次のいずれかに該当するとき、及び特別会員が第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) すべての正会員及び特別会員の同意があったとき。

(2) 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 正当な理由なく、会費又は団体傷害保険料等負担金を1年以上納入しないとき。

(4) 城陽市に居住しなくなったとき、又は城陽市外に事務所等に移転したとき。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、所定の退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員がセンターの名誉を毀損し、又は設立の趣旨に反する行為若しくはこの定款に反する行為を行ったときは、総会において、正会員及び特別会員の総数の3分の2以上の決議により、その会員を除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。この場合、当該会員に対し、理由を付して除名する旨を総会の1週間前までに通知するものとする。

3 除名が決議されたときは、その会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、センターに対する権利を失い、義務を免れる。ただし、すでに納入した会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類別、定数及び選任)

第12条 センターに次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上13名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、2名を副理事長とし、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事及び監事は総会の決議によって、選任する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において選任する。

6 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

7 監事は第39条第2項に規定する職員を兼ねることができない。

- 8 理事のうちいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他の法令で定める特別の関係のある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 9 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 10 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えて、登記完了の日から2週間以内に、その旨を京都府知事に届け出なければならない。

(職務)

第13条 理事長は、センターを代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を統括する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長の職務を代理する副理事長の席次は、理事会が定めるところにより決定する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を処理し、理事長及び副理事長ともに事故があるとき、又は理事長及び副理事長ともに欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、センターの業務執行の決定に参画し、その職務を執行する。
- 6 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) センターの業務及び財産の状況を監査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査し、法令に定めるところにより、監査報告書を作成すること。
 - (3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
 - (4) 理事が、財産の状況若しくは業務執行について不正行為をし、又はそのおそれがあると認められるときは、これを理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求のあった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
 - (6) 理事が、総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をす

るおそれがある場合において、その行為によってセンターに著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第14条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠による理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とし、増員による理事の任期は、現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期が終了した場合において、第12条で定める定員に満たない場合は、後任者が決まるまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員は、総会において、正会員及び特別会員の総数の3分の2以上の決議により、これを解任することができる。

(報酬等)

第16条 役員の報酬は、総会で別に定める報酬等及び費用に関する規程による。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(取引の制限)

第17条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引についての重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引

(3) センターがその理事の債務を保証することその他の理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第18条 センターは、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第4章 総会

(種別)

第19条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成及び議決権)

第20条 総会は、正会員及び特別会員(以下「構成員」という。)をもって構成する。

2 総会における議決権は、構成員1名につきそれぞれ1個とする。

(権限)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任又は解任
 - (2) 役員の報酬等の額の決定又はその規程
 - (3) 役員の賠償責任の免除
 - (4) 定款の変更
 - (5) 毎事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (6) 会費及び賛助会費の金額
 - (7) 団体傷害保険料等負担金の金額
 - (8) 会員の除名
 - (9) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (10) 合併
 - (11) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第23条第3項の文書に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第22条 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集を請求したとき。
- (2) 構成員の総数の5分の1以上から、総会の目的たる事項を記した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 次に掲げる場合には、前号の請求をした構成員は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
 - ア 請求後、遅滞なく、招集の手続が行われない場合
 - イ 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第23条 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての構成員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第2項の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。

3 総会を招集するときは、構成員に対して、日時、場所、目的である事項を示して、開催の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない構成員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した構成員のうちから選任する。

(定足数)

第25条 総会は、構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(決議)

第26条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に定めるものを除き、総会に出席した構成員の議決権の過半数をもって決する。

(総会における書面表決)

第27条 総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の構成員を代理人として決議を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 理事又は構成員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、構成員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び議事録作成者が記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(設置及び構成)

第29条 センターに理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時、場所及び目的である事項の決定
 - (2) 重要な規則及び規程の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前2号に定めるもののほか、センターの業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
 - (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 第39条第4項に定める職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他センターの業務を適正に確保するために必要な法令で定める体制の整備をいう。）

（開催）

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催し、毎事業年度に3回以上開催するものとする。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内にその日から14日以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき
- (4) 第13条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

（招集）

第32条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3号により、理事が招集する場合及び前条第4号後段の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から14日以内を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第13条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事長、副理事長及び監事が記名押印しなければならない。

第6章 事務局

(設置等)

第39条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、専務理事が兼務する。

4 事務局長は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備え付け及び書類)

第40条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

- (3) 役員の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

第7章 資産、会計、事業計画

(資産の管理)

第41条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(事業年度)

第42条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 センターの事業計画書及び収支予算書等は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の決議を経て定め、総会に報告するものとし、これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始前までに京都府知事に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第44条 センターの事業報告及びこれに伴う収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、総会の議決を経て、当該事業年度終了後3箇月以内に京都府知事に届けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 センターは、前項の総会の終了後直ちに、法令の定めるところにより、必要書類を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、第40条第11号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第46条 センターが資金を借り入れようとするときは、短期借入金を除き、総会において構成員の総数の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 センターが重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則)

第47条 センターの会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の慣行に従うものとする。

2 センターの会計処理に関し、必要な事項は理事会の決議により、別に定める財務規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては、前項に定める財務規程によるものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、第51条の規定を除き、総会において、構成員の総数の3分の2以上の決議により変更することができる。

2 前項の変更(変更の認定が必要なものを除く。)を行った場合には、遅滞なく京都府知事に届けなければならない。

(合併)

第49条 センターは、総会において、構成員の総数の3分の2以上の決議により、法人法上の他の法人と合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を京都府知事に届けなければならない。

(解散)

第50条 センターは、法人法第148条第1項第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において構成員の総数の3分の2以上の決議により、解散することができる。

(公益目的取得財産額の贈与)

第51条 センターが公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併によ

り消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産額があるときは、これに相当する額の財産を1箇月以内に、総会の決議により、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第52条 センターの解散により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

（委員会）

第53条 センターの事業を推進するために必要があるときは、理事会の議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報

（情報公開）

第54条 センターは、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会が別に定めるところによる。

（個人情報の保護）

第55条 センターは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令に定めるもののほか、理事会が別に定めるところによる。

（公告）

第56条 センターの公告は、センターの主たる事務所の公衆の見やすい場所において掲示する方法による。

第11章 雑 則

（委任）

第57条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条の第1項に定める特例民法法人の解散登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業開始の日とする。
- 3 センターの最初の代表理事は森本安太郎、稲味史子、杉浦康弘、業務執行理事は宮尾晴夫とする。

附 則

この定款は、平成24年度定時総会議決日（平成24年6月8日）から施行する。

附 則

この定款は、平成25年度定時総会議決日（平成25年6月7日）から施行する。

附 則

この定款は、平成26年度定時総会議決日（平成26年6月6日）から施行する。

附 則

この定款は、平成30年度定時総会議決日（平成30年6月1日）から施行する。

附 則

この定款は、令和2年度定時総会議決日（令和2年6月5日）から施行する。